第79号議案

東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、会計年度任用職員の期末手当の支給回数に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月台東区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3 月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の120」に改める。

第30条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の120」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。